

## 高額資産を取得した場合の仕入税額控除制度が見直されます

### 《 概要 》

高額資産（税抜き 1,000 万円以上の資産）の取得又は建設等をした場合には、下記の期間について消費税の簡易課税制度の選択ができなくなりました。

#### ① 高額資産の仕入れ等を行った場合

高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで

#### ② 自ら建設等をした場合

建設等に要した費用の額が 1,000 万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間まで

### 《 改正の趣旨 》

平成 22 年度の税制改正でも、自動販売機を使った消費税還付スキーム対処のための改正がありましたが、今回の改正は、第 1 期で建物を取得して消費税の還付を受け、第 2 期で簡易課税制度を適用して建物の売却代金に係る消費税についてみなし仕入率相当分の控除を受けるといふ、消費税の二重控除を封じる目的といわれています。

### 《 適用時期 》

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産を取得した場合に適用されます。ただし、平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をした高額資産については適用されません。

### 《 補足 》

この規定は、高額資産を取得した事業年度において原則課税を適用し還付を受けた後に翌年度において簡易課税に変更は出来ないと理解して下さい。